

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係る解釈等について

1 防災改修等支援について

(1) エアコンに対する補助について

補助対象となる設備は、施設の整備と一体的に整備されるものである必要があります。従って、天井埋込型のエアコンは補助対象となり得ますが、壁掛型のエアコンは補助対象外となります。

(2) 機械浴及びリフト浴に対する補助について

補助対象となる設備は、施設の整備と一体的に整備されるものである必要があります。従って、機械浴本体は補助対象となりますが、ストレッチャーや車いすは補助対象外となります。また、リフト浴は、天井走行式リフト浴は補助対象となります。

2 非常用自家発電設備整備について

(1) 補助対象となる要件

補助対象となる非常用自家発電設備は、次のアからウを全て満たすものである必要があります。

ア 専ら非常時に用いる設備とし、設置に当たり施設に付帯する工事を伴うもの。

イ 電気・ガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、発災後72時間以上の事業継続が可能となる設備であるもの。

ウ これらの設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けない場所とするよう努めること。

(2) 補助対象とならない場合

平時を含めた使用が想定される設備は、補助対象外となります。特に、太陽光など自然エネルギーを活用した発電設備については、平時における使用が想定されるだけでなく、天候等により非常時において安定的に使用できないことが想定されることから補助対象外となります。

また、可搬型（ポータブル）の非常用自家発電設備は、施設に設置する工事が伴わない場合は補助対象外となります。

3 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業について

国の要綱に補助事業として示されている「高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業」について、本市における大部分の施設は、下記の前提要件に該当せず、補助対象外となります。補助対象に該当すると思われる場合は、直接、介護事業支援課までご相談いただければと存じます。

(1) 補助対象となる要件

感染リスクの高い風通しの悪い空間について、施設の構造や立地等（※）により、十分な換気が行えない場合に、感染症対策等として有効な換気を定期的に行うことができるよう設置される換気設備である必要があります。

※窓があるもののすぐ隣に建物が建ち全く風が抜けない場合、又は火山灰が降る場合等、周辺の環境

により、常時窓を開けることが困難である場合等

(2) 補助対象とならない場合

現に通常の換気（窓を開ける、換気扇を回す等）を行うことができる場合には、補助対象外となります。

改正建築基準法（平成 15 年 7 月 1 日施行）では、全ての居室への換気設備の設置が義務づけられており、また、建築基準法第 28 条から、窓（またはその他の開口部）が無い居室は通常想定されていません。

なお、エアコンは一般的に換気機能を有していないため、補助対象外となります。換気機能を有するものであっても、形状や機能において、エアコンに相当するものは補助対象外となります。

(3) 補助対象面積の考え方

補助対象は「居室」に限ります。補助上限（4,310 円/㎡）でいう面積は施設全体ではなく、整備を行う「居室」の対象部分のみとなります。

以上